

○福岡市宅地造成等規制法・開発許可関係の手数料（令和5年4月現在）

区 分(※1)		手数料(円)
1 開 発 許 可 ・ 協 議	○自己の居住の用に供する住宅	
	1,000㎡未満	21,000
	1,000㎡以上 ~ 3,000㎡未満	31,000
	3,000㎡以上 ~ 6,000㎡未満	47,000
	6,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	86,000
	10,000㎡以上 ~ 30,000㎡未満	130,000
	30,000㎡以上 ~ 60,000㎡未満	170,000
	60,000㎡以上 ~ 100,000㎡未満	250,000
	100,000㎡以上	420,000
	○自己の業務の用に供する建築物又は特定工作物	
	1,000㎡未満	21,000
	1,000㎡以上 ~ 3,000㎡未満	47,000
	3,000㎡以上 ~ 6,000㎡未満	67,000
	6,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	120,000
	10,000㎡以上 ~ 30,000㎡未満	200,000
	30,000㎡以上 ~ 60,000㎡未満	270,000
	60,000㎡以上 ~ 100,000㎡未満	340,000
	100,000㎡以上	480,000
	○その他の場合	
	1,000㎡未満	86,000
1,000㎡以上 ~ 3,000㎡未満	130,000	
3,000㎡以上 ~ 6,000㎡未満	190,000	
6,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	260,000	
10,000㎡以上 ~ 30,000㎡未満	390,000	
30,000㎡以上 ~ 60,000㎡未満	510,000	
60,000㎡以上 ~ 100,000㎡未満	660,000	
100,000㎡以上	870,000	
2 開 発 変 更 許 可 ・ 協 議	次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が6,000円に満たないときは6,000円を、870,000円を超えるときは870,000円を、それぞれ手数料の金額とする。	
	(1) 開発行為に関する設計の変更(2)のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額	
	(2) 新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額	
	(3) その他の変更については、10,000円	
3 建 築 許 可	○法41条2項ただし書	46,000
	○法42条1項ただし書	26,000
	○法43条1項	
	1,000㎡未満	6,900
	1,000㎡以上 ~ 3,000㎡未満	18,000
	3,000㎡以上 ~ 6,000㎡未満	39,000
6,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	69,000	
10,000㎡以上	97,000	

※1:開発許可関係においては開発区域(建築許可においては、当該許可に係る部分)の面積

※2:宅地造成等規制法関係においては切土又は盛土をする土地の面積

区 分(※1)		手数料(円)
4 地 位 承 継 (法 4 5 条)	(1) 開発行為が下記内容で開発区域の面積が10,000㎡未満のものである場合は1,700円 ・主に自己の居住の用に供する住宅に供するもの ・主に住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの ・自己の業務の用に供する特定工作物に供するもの	
	(2) 開発行為が下記内容で開発区域の面積が10,000㎡以上のものである場合は2,700円 ・主に住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するもの ・自己の業務の用に供する特定工作物に供するもの	
	(3) 開発行為が(1)及び(2)以外のものである場合は17,000円	
	開発行為等適合証明書	
開発行為非該当証明書		10,000㎡未満 7,400 10,000㎡以上 12,000
開発登録簿の写し		470

区 分(※2)		手数料(円)
1 宅 地 造 成 許 可 ・ 協 議	~ 1,000㎡以内	21,000
	1,000㎡超 ~ 2,000㎡以内	31,000
	2,000㎡超 ~ 5,000㎡以内	47,000
	5,000㎡超 ~ 10,000㎡以内	67,000
	10,000㎡超 ~ 20,000㎡以内	110,000
	20,000㎡超 ~ 40,000㎡以内	170,000
	40,000㎡超 ~ 70,000㎡以内	250,000
	70,000㎡超 ~ 100,000㎡以内	340,000
	100,000㎡超 ~	420,000
	2 宅 地 造 成 変 更 許 可 ・ 協 議	次に掲げる金額を合計した金額。ただし、その金額が6,000円に満たないときは6,000円を、420,000円を超えるときは420,000円を、それぞれ手数料の金額とする。
(1) 宅地造成に関する工事に係る計画の変更(2)のみに該当する場合を除く。)については、切土又は盛土をする土地の面積(2)に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の切土又は盛土をする土地の面積、切土又は盛土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の切土又は盛土をする土地の面積)に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額の10分の1に相当する金額		
(2) 新たな切土又は盛土をする土地に係る変更については、新たに切土又は盛土をする土地の面積に応じ、それぞれ1の項に規定する手数料の金額と同一の金額		
(3) その他の変更については、10,000円		
宅地造成適合証明書		470
宅地造成非該当証明書		470